

※第1区分または第Ⅳ区分の採用候補者となった方は、多子世帯の要件を満たしても「【多子世帯○】」印は記載されません。

第Ⅰ区分の採用候補者：多子世帯の要件を満たしているか否かで支援内容に差は生じないため、実際には多子世帯の要件を満たしていても「【多子世帯○】」印は記載されません。

第Ⅳ区分の採用候補者：多子世帯の要件を満たしている場合は、「【多子世帯○】」印ではなく「（多子世帯）」と記載しています。
なお、多子世帯の要件を満たしていない場合は「（私立理丁農）」と記載しています。